附則第十五条の八第三項中「平成十一年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、「三分の二に相当する額及び」の下に「当該家屋のうち」を、「三分の一に相当する額」の下に「当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の四分の一に相当する額」を加え、同条第四項中「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日」に、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅」に改め、同条第五項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「掲げる者」の下に「と、「三分の一に相当する額（当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の四分の一に相当する額）とあるのは「三分の一に相当する額」を加える。

附則第十六条の二第三項から第五項までを削り、同条第六項中「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第十七条の二第五項の表及び第六項の表中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三第十項」に、「第二十三項、第二十四項、第二十九項、第三十二項及び第三十三項」を「第二十四項及び第二十八項」に、「第三百四十九条の三第十一項及び第二十七項」を「第三百四十九条の三第十二項及び第二十三項」に、「附則第十五条第九項、第二十三項、第三十三項、第三十八項、第四十項、第四十三項及び第四十六項」を「附則第十五条第六項、第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項」に改める。

附則第三十三条第四項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「平成二十三年分」を「平成二十五年分」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附則第三十五条の六及び第三十五条の七中「第七百三条の四第六項から第八項まで」を「第七百三条の四」に、「これらの規定（第七百三条の四第七項を除く。）」を「第七百三条の四第六項、第七百三条の五及び第七百六条の二第一項」に改め、「、同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と」を削る。

附則第三十六条第一項中「第七百三条の四第六項から第八項まで」を「第七百三条の四」に改め、「、第八項」及び「、同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と」を削る。

附則第三十七条及び第三十七条の二中「第七百三条の四第六項から第八項まで」を「第七百三条の四」に、「これらの規定（第七百三条の四第七項を除く。）」を「第七百三条の四第六項、第七百三条の五及び第七百六条の二第一項」に改め、「、同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と」を削る。

附則第三十八条中「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十九項及び第二十項」を「同条第十七項及び第十八項」に、「同条第二十一項」を「同条第十九項」に、「第十五項」を「第十四項」に、「、第十五項の」を「、第十四項の」に、「同条第三十一項」を「同条第二十八項」に、「第二十一項」を「第十一項及び第十九項」に改める。

附則第三十八条の二第二項中「第七項」を「第六項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「第七百三条の四第十項又は同条第十一項」を「第七百三条の四第九項又は第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第七百三条の四第十三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第七百三条の四第十四項」を「第七百三条の四第十三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第六項」を「第五項」に、「第七百三条の四第十四項」を「第七百三条の四第十三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第六項」を「第五項」に、「第七百三条の四第十九項又は同条第二十項」を「第七百三条の四第十七項又は第十八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第三十八条の三中「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

附則第四十一条第三項中「、第七十三条の二十七の八」を削り、「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第六項」に改め、同条第四項中「を除く。）」の下に「及び移行一般社団法人等（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記（第十一項において「設立登記」という。）をしたものをいう。第十一項において同じ。）のうち退職金共済事業を行う法人であつて政令で定めるもの」を加え、同条第十一項中「（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記（以下この項において「設立登記」という。）をしたものをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第二条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

附則第三条第五項及び第六項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「新法第三十七条の二」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。附則第八条第六項において「平成二十三年改正法」という。）による改正後の地方税法第三十七条の二」に、「第四十一条の十八の三」を「同条第三項」に、「第四十一条の十八の三並びに」を「同条第三項及び」に改め、同条第十二項及び第十九項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第八条第六項中「新法第三百十四条の七」を「平成二十三年改正法による改正後の地方税法第三百十四条の七」に、「第四十一条の十八の三」を「同条第三項」に、「第四十一条の十八の三並びに」を「同条第三項及び」に改め、同条第十項及び第十七項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第三十条第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第七号中「並びに同法附則第三十五条の二の二第二項の改正規定及び同法附則第三十五条の三の次に一条を加える改正規定」、「第九項並びに」及び「及び第十項」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七の二　第一条中地方税法附則第三十五条の二の二第二項の改正規定及び同法附則第三十五条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第九項及び第十条第十項の規定　平成二十七年一月一日

附則第三条第九項及び第十条第十項中「平成二十五年度」を「平成二十七年度」に改める。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）

第四条　航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（航空機燃料譲与税の譲与額の特例）

2　平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。

附則第三項から第六項までを削る。